

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (2月4日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	5
議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
議案第4号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	9
諸般の報告	11
日程の追加	11
議案第1号～議案第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	12
日程の追加	14
議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	15
日程の追加	16
委員会の閉会中の継続審査の件	16
閉会の宣告	17
署名議員	17

平成26年第1回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成26年2月4日
会期 1日間
閉会 平成26年2月4日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
2月4日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第1号～第3号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第4号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第4号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		委員会	午前10時50分	議案第1号～第3号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午前11時30分	請願第1号総務常任委員会 (検討～採決)
		本会議	午後2時	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(請願)、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成26年第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成26年2月4日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成26年2月4日 午前10時00分)

閉 会 (平成26年2月4日 午後2時02分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	前 田 孝
2番議員	新 城 一 智	7番議員	安 里 重 和
3番議員	平 良 英 勝	8番議員	具志堅 朝 秀
4番議員	東 武 久	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 辰 徳	10番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	住民福祉課長	大 城 武
副 村 長	山 城 清 臣	企画観光課長	山 城 均
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 幸 俊	建設環境課長	大 嶺 実
財 務 課 長	山 城 文 子		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	神 里 富 松	主 事	松 川 雄 太
---------	---------	-----	---------

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第1号	兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更について	提案説明 質疑～付託
5	議案第2号	大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
6	議案第3号	大宜味村下水道条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
7	議案第4号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第1号	兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第2号	大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第3号	大宜味村下水道条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第4号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	委員長報告 質疑～表決
5		委員会の閉会中の継続審査の件 （請願第1号「結の浜」への大宜味村立小学校統合・中学校 移転の中止を求めることに関する請願書）	

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成26年第1回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 平良英勝議員及び4番 東武久議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願書の写しのとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第4 議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。
（島袋義久村長 登壇）
- 村長（島袋義久） おはようございます。
本日は、平成26年第1回の大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員の御出席のもと開会できますことに心より感謝を申し上げます。
それでは提案いたします。
議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更について

平成25年9月19日に締結した兼久橋橋梁架替工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1	既契約金額	金	5,670万円
2	増額	金	1,801万8,000円
3	合計変更契約金額	金	7,471万8,000円

平成26年2月4日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

仮設工の鋼矢板打込み工法と支持構造形式の変更に伴い、増額変更の必要があり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第1号の補足説明を行います。

兼久橋橋梁架替工事の請負契約について。

今回の主な変更内容は、仮設工の土留め及び水の浸入対策が必要なことから、鋼矢板を油圧式杭圧入工法による自立式で行う予定でしたが、地下の岩盤が想定以上に固かった為、硬質地盤対応型圧入工法による切梁式に変更が生じたものであります。

上空の光ケーブル電線移設が大幅におくれたことや鋼矢板の打ち込み工法の協議と施工日数に時間を要したため、あわせて工期変更も行います。

変更工事の概要。工事名、兼久橋橋梁架替工事。主な変更工種は、①土工、残土運搬距離の変更運搬距離、L49.5キロ以下からL3.0キロ以下に変更。②仮設工、鋼矢板打ち込み工法と支持構造形式の変更で、油圧式杭圧入工法から硬質地盤対応方圧入工法に変更。鋼矢板の支持構造形式を自立式から切梁式に変更しております。

工期変更。履行期限を平成26年2月28日から平成26年3月31日に変更しております。

なお、変更平面図等を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 質疑する予定ではなかったんですが、補足説明の中で触れていただければよかったですよ。

工期の変更が3月31日までということになれば、1,700万円余りのものでしたら、やっぱりこれは明繰を予定しているということじゃないかと思うんですよね。ただ、補足説明の中でやっぱり繰越明許費のことまでも考えているということは触れていただかないと、これは経済建設委員会に付託されて、総務委員はこれタッチできないわけですからね、これは本会議でそういうこと議事録上、説明やらんとい

かんですよ。3月31日ぎりぎりまで工期というのは普通あり得ないわけですからね、議会運営委員会で私、これ指摘したんですが、そのときは明繰手続を考えているという答えが返ってきたんですよ。わかっているんですが、課長の補足説明の中で明繰も予定しておりますという、この一言がほしかったんですよ。繰越明許の予定がされているということで理解してよろしいですか。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 前田 孝議員の質疑にお答えします。

私の先ほどの補足説明で、明繰の予定がありますということの配慮がなかったことに関しては、大変申しわけございませんでした。今回の工事は、大幅におくれが生じておりますので、県のほうで明繰の承認が2月10日以降ということで、本来でしたらこの議会で明繰の手続を踏まえてやるべきだったんですが、県のほう、2月10日以降にしか明繰の承認が得ないということで、そういうことがございまして、とりあえず3月31日に工期設定して、3月議会にまた明繰の手続をして、また工期変更をする予定でございました。申しわけございません。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年2月4日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

簡易水道事業の健全運営を図るために水道料金を改定する必要があることと、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の補足説明を行います。少し長くなりますが、よろしく願いします。

改定内容は2点ございます。1点目は、平成26年4月1日からの消費税率、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、第21条中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に基

づく消費税額に、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額に加えて得た額を加算した額」に改めております。

2点目は、料金表の改正です。改正内容の前に、簡易水道事業の現状と水道料金改定率の説明を行います。

公営企業は、原則独立採算制であるが、本村の簡易水道事業の運営は赤字運営で、そのため一般会計からの繰入額が過去3年間、累積約2億7,700万円ある状況であります。そのため、健全な運営を図るため、少しでも使用者から負担してもらい、一般会計からの繰入金を減らすために検討した結果、料金回収率が北部12市町村で一番低い数字であり、国頭村並みの数字になるために料金回収率を上げて設定した結果、水道料金改定率32.1%になっております。今回の料金改定により、平成20年度実績で換算すると、年間の水道使用料の収入が約1,600万円の増額が見込まれ、その内容等で住民説明会において改正の趣旨を説明したところ、住民に御理解をいただいたと考えており、今回の水道料金改正に踏み切った次第でございます。

それで第2条中の料金表を次のように改めております。家庭用、営業用、官公庁用、共用給水装置の基本料金の水量を「10立米まで」を「8立米」に改正、家庭用の超過料金、「10立米を超え20立米まで90円」を「9立米から20立米120円」に改正、「20立米を超え50立米まで105円」を「21立米から50立米140円」に改正、「50立米を超える部分120円」を「51立米以上160円」に改正、営業用、官公庁用、共用給水装置の超過料金につきましては、お手元の説明資料の新旧対照表を御参照いただきたいと思います。臨時用の超過料金1立米につき「500円」を「600円」に改正。メーター使用料はすべての用途、50円を口径別に改正し、13ミリ50円、20ミリ70円、25ミリ160円、40ミリ380円、50ミリ550円に改正しております。

附則におきましては、この条例は、平成26年4月1日から適用する。ただし、表の改正は、平成26年6月1日以降のメーターの点検にかかる料金から適用します。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 1点だけお伺いしておきたいと思っております。

この料金改定に当たっては、村内各地域で説明会を持たれたということなんですけれども、各地域での意見について、大まかで結構ですからお示しいただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは前田 孝議員の質疑にお答えします。

まず、住民からの意見がどういった内容かを言う前に、まず住民説明会の開催時期が11月8日から12月19日の17日の公民館で行いました。参加人数は219名の方が参加、お越しになっております。そこで大まかに言いますと、少数意見も含めて23点ほどございましたけれども、一番多かったのは、1点目は、給水原価は大宜味村のほうは、説明資料にもあるとおり大分高いんですね、国頭村と東村に比べて、その差はどういうことかということをお教えしてほしいということがまず1点です。2点目は、今回の改定率の根拠をお教えしてほしいということです。3点目が、今後また水道料金が段階的に上がっていくんですかと、また何年後に上がっていくんですかという意見がございました。4点目は、水道料金の収納率、村

民は全員が納めていますか。何パーセントの収納率がありますかという意見です。5点目は、いつから値上げ、改定の実施の適用月日はいつからですかということでした。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年2月4日提出

大宜味村長 島袋義久

大宜味村下水道条例の一部を改正する条例

大宜味村下水道条例（平成23年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条中「第29条に規定にする税率に1を加えた数値を乗じて得た額」を「に基づく消費税額に、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額を加算した額」に改める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、文言の整理を行うため、この案を提出する。

以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）

平成25年度大宜味村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,958万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月4日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）の概要を説明いたします。

今回の補正額は、404万7,000円の増額補正でございます。

歳入の主な概要を説明いたします。

歳入につきましては、国庫支出金と県支出金の増額でございますけれども、13款国庫支出金259万円の増額でございます。これは児童手当国庫負担金の増額でございます。

14款県支出金145万7,000円の増額でございますが、児童手当県負担金、地域医療再生臨時特例基金事業補助金の増額によるものでございます。

以上が歳入の主な概要でございます。

続きまして、歳出の概要について説明をいたします。

3款民生費368万3,000円の増額ですけれども、これは児童手当分の増等によるものでございます。

4款衛生費97万9,000円の増額ですが、歯科診療所の備品購入費の増によるものでございます。

6款農林水産業費65万円の増額ですが、活性化センター需用費の増によるものでございます。

14款予備費126万5,000円の減額であります。

以上が歳出の主な概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予

算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） 予算審査特別委員会正副委員長の選任のため休憩します。

（午前10時23分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時26分）

◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に平良英勝議員、副委員長に東 武久議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時27分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時49分）

◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更について、議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更について、議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条

例を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題としたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更について、議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第1号～議案第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 追加日程第1 議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更について及び追加日程第2 議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例及び追加日程第3 議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 15 号

平成26年2月4日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第1号	兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更について	可 決 全会一致
議案第2号	大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第3号	大宜味村下水道条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長(宮城辰徳) ただいま議題となりました議案第1号、議案第2号及び議案第3号の3件について、経済建設常任委員会における審査の結果について一括して報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長及び建設環境課長の出席を

求め、本日午前10時50分から審査を行いました。

初めに、議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更についてを報告いたします。

本件は、平成25年第6回定例会で可決された案件で、鋼矢板を油圧式杭圧入工法による自立式から硬質地盤対応型圧入工法による切梁式に変更したことによる増額と工期の変更で、増額金額は1,801万8,000円で、合計契約金額は7,471万8,000円となっており、工期の期限は平成26年3月31日となっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について報告します。

本件は、簡易水道事業の健全運営を図るため水道料金を改正することと、消費税法などの一部改正に伴い、給水条例の第21条を改正するものであります。

改正の主な内容は、基本料金の水量を10立方メートルまでから8立方メートルに、超過料金の1立方メートルにつき、家庭用で10立方メートルを超え20立方メートルまで90円を9立方メートルから20立方メートル120円などの改正で、平成26年4月1日から施行するとして、料金は6月1日以降のメーターの点検から適用するとなっております。

次に議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例について報告します。

本件は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、下水道条例第23条の文言の整理を行っているものであります。

なお、議案第2号、3号の2件についての質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第1号 兼久橋橋梁架替工事の請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第2号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第3号 大宜味村下水道条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

- 議長(金城 勇) ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を日程に追加し、追加日程第4として

議題とすることに決定しました。

◎議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（金城 勇） 追加日程第4 議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第16号

平成26年2月4日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 平良 英勝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第4号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致

（平良英勝予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（平良英勝） ただいま議題となりました議案第4号について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、財務課長、住民福祉課長、企画観光課長の出席を求め、本日午前10時30分から審査を行いました。

議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算は404万7,000円の増額で、主に児童手当に関する歳入歳出予算の補正となっております。

質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第4号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

- 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま総務常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました閉会中の継続審査申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

- 議長(金城 勇) 追加日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

お諮りします。請願第1号 「結の浜」への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を求めることに関する請願書は、継続審査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって請願第1号 「結の浜」への大宜味村立小学校統合・中学校移転の中止を求めることに関する請願書は、継続審査とすることに決定しました。

- 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成26年第1回大宜味村議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

（午後 2時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員